

災害時におけるアパートオーナーさまの 法的責任と対策セミナーのご案内

❁ 老朽アパートオーナーの責任は問われるのか？ ❁

万一、地震により自己所有のアパートが倒壊し、入居者に被害があった場合、
アパートオーナーとしての法的責任はいったいどうなるのか？
またその場合の対策について、弁護士の江口正夫先生よりわかりやすく講義いたします。

開催日時

平成30年1月18日(木)

15:00~17:00 (開場14:40)

会場

つくば国際会議場 小会議室303

〒305-0032 茨城県つくば市竹園2-20-3
TEL. 029-861-0001

参加費

無料

定員

先着15名さま

※定員になり次第締め切りとなります。

会場のご案内



つくば国際会議場 小会議室303

つくばエクスプレス「つくば駅」より徒歩約10分
お車でのご来場の際は、構内の北・南駐車場
もしくは周辺南4駐車場に停車ください。

セミナープログラム

第1部

15:00~16:30

「災害時におけるアパートオーナーさまの法的責任」

講師 弁護士 江口正夫氏

第2部

16:30~17:00

「個別相談会」(予約制)

主催



住まいを通して生涯のおつきあい

ミサワホーム

〒305-0032 茨城県つくば市竹園1-4-1

協賛 MRDつくば部会

一誠商事(株)
桂不動産(株)
共栄不動産(株)
(株)クラフト
香陵住販(株)

(株)仁成不動産
じんゆう不動産(株)
(株)住工房守谷
住ま居る工房(株)
大成不動産(株)

(株)椿屋商事
(株)トラストワン
(有)ナカガワ不動産
(有)中澤商事
ピタットハウスつくば
(有)リード



弁護士 江口 正夫 略歴

1952年 広島県生まれ

東京大学法学部卒業 弁護士(東京弁護士会所属)

最高裁判所司法研修所弁護士教官室所付、日本弁護士連合会代議員、東京弁護士会常議員、民事訴訟法改正問題特別委員会副委員長、(旧)建設省委託貸家業務合理化方策検討委員会委員、(旧)建設省委託賃貸住宅リフォーム促進方策検討委員会作業部会委員、NHK文化センター専任講師、不動産流通促進協議会講師、東京商工会議所講師等を歴任、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会理事

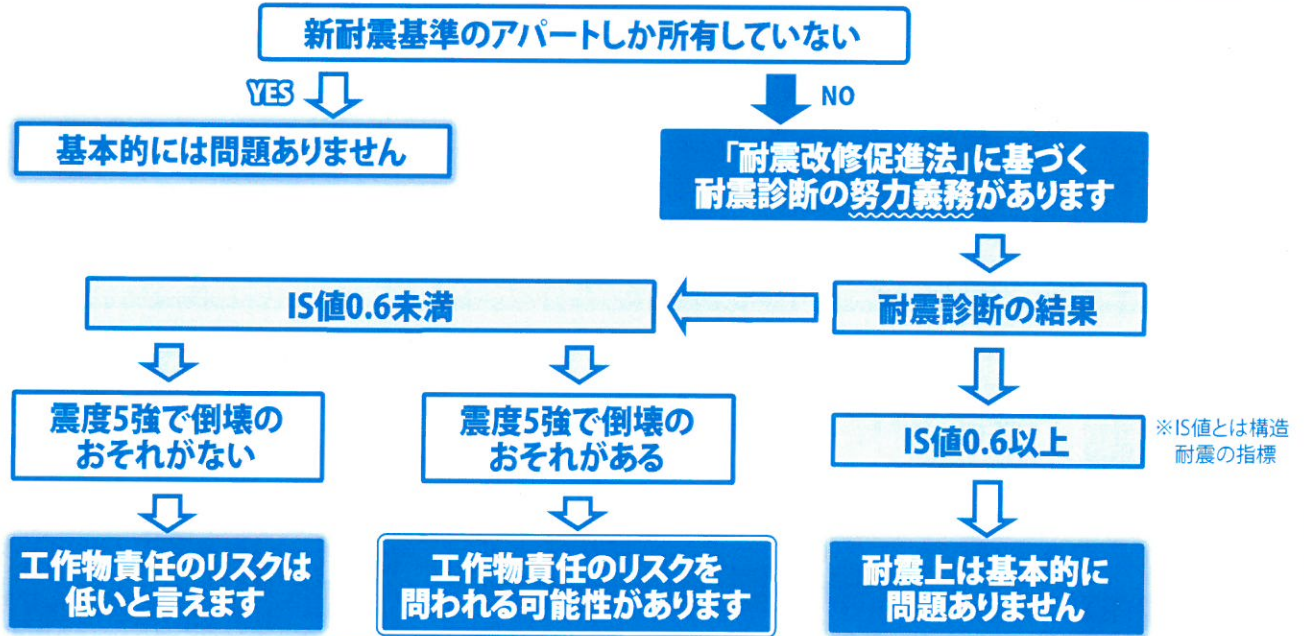
[著書]

「これで解決!困った老朽貸家・貸地問題～貸家・貸地をめぐる法律と税金」(共著・清文社)

「不動産取引と消費者契約法」(著・にじゅういち出版)

「不動産賃貸管理業のコンプライアンス」(著・にじゅういち出版) 他 多数

あなたは地震時にオーナーとしての責任を問われるかどうか? 下記フローにてチェック!



兵庫県南部地震、宮城県沖地震等における裁判の中で、オーナーの責任が問われる判決が出ています。もし上記のフローで工作物責任のリスクを問われる可能性がある場合は、今から十分な対策が必要となるかもしれません。

セミナー参加お申込書

FAXの方は切り取って送信してください。

セミナー参加は完全予約制となります。事前にお電話またはFAX・Eメールにてお申し込みください。

(ふりがな) _____ 〒 _____

ご芳名 _____ ご住所 _____

電話番号 () _____ 年齢 _____ 歳 | 参加人数 _____ 人

個別相談を希望する 当日 後日

お問い合わせ先(桂不動産(株)営業本部宛、またはミサワホーム(株)つくば営業部宛をお選び下さい)

お電話でのお申し込みの方

桂不動産(株) 営業本部 受付時間 9:00~18:30 定休日 水曜日

TEL. 029-854-4130

ミサワホーム(株) つくば営業部 受付時間 10:00~19:00 定休日 火・水・第一日曜日

フリーコール 0120-785-211

FAXでのお申し込みの方

上記にご記入後、送信してください。

桂不動産(株)営業本部 029-854-4160

ミサワホーム(株)つくば営業部 029-855-1778

Eメールでのお申し込みの方

ミサワホーム(株)つくば営業部：担当 貝塚 Tomohiro_Kaizuka@home.misawa.co.jp

氏名・住所・電話番号等、上記お申込書必要事項を記入の上、「災害時におけるアパートオーナー様の法的責任と対策セミナー参加希望」と件名をつけてご送信ください。

○個人情報のお取り扱いについて<ミサワホーム(株)>

当社では、お客様の個人情報を、建築・リフォーム工事、不動産取引に関する情報・サービス案内のお届け、訪問、各種プランのご提案、アンケート調査等の実施目的で利用いたします。その他詳細は、<http://www.misawa.co.jp/privacy> をご覧ください。